

第3 藤本事件の真相

一 はじめに

藤本事件とは、1951年に熊本県菊池郡水源村（現菊池市）で起きた2つの事件（ダイナマイト事件、殺人事件）を呼ぶ。1951年8月1日午前2時頃、ダイナマイトによる「殺人未遂」事件が発生し、この事件で藤本松夫（当時29歳）が逮捕された。被害者がかつて村役場の衛生係をしていたとき、県衛生課の要請に対して彼を「らい」患者として報告したことから、菊池恵楓園への入所勧告を受けることとなり、そのことを恨んだ末の犯行とされたのであった。彼は無実を主張し、福岡高裁に控訴したが、その控訴審中1952年6月16日、恵楓園内にある菊池地拘置所を脱走した。ところが、その3週間後の7月7日午前7時頃、路上で件の被害者が全身に20数ヶ所の切刺傷を負い、殺害されているのが発見されたのであった。当然のように容疑は藤本松夫へと向けられ、大捜索が行われた結果、その6日後、実家近くの小屋にいるところを発見された。逃げようとした彼は、警察官に拳銃で撃たれ、倒れたところを「単純逃走、殺人容疑」で逮捕された。1952年11月22日に殺人罪で起訴され、5回の公判の後、熊本地裁（出張裁判）は、1953年8月29日、死刑の判決を言い渡した。

この藤本事件は、戦後行われた「第二次無らい県運動」及び菊池恵楓園の増床計画、菊池医療刑務所の設立に伴う強制隔離政策を背景として起こった事件である。藤本松夫は裁判所構内の通常の法廷に一度も立つことなく、死刑判決が言い渡され、そして死刑が執行された。

第一審で死刑判決が言い渡される頃、1953年の「らい予防法」改正反対闘争の中から始まった「公正裁判要請運動」は、療養所の入所者のみならず、多くの人々を巻き込んで、「藤本松夫氏を救う会」（1958年）までに発展していた。藤本事件の本質は、ハンセン病患者に対する社会的偏見と、国のハンセン病政策の過ちによるものである、というのが彼らの見方であった（藤本事件の経過については、【資料IV-5】参照）。

ここでは、ハンセン病であるがゆえの差別・偏見が、公正な裁判を行えるような状況ではない条件の下で、藤本事件の訴訟にいかに関与を及ぼしたかについて、以下検討を加える。

二 藤本事件の背景

1. 戦後の無らい県運動と増床計画

1949年6月の全国療養所所長会議において、第二次無らい県運動の実施が決定され、療養所の収容力の増強と、患者の一斉検診による未収容患者の収容徹底が図られた。そして、1950年、国立「らい」療養所の千床増床が決定され、そのすべてが恵楓園に集中されることになった。そうして1951年6月10日、恵楓園は収容能力2100名の最大規模の療養所となった。

第四 1953年の「らい予防法」

2. 拘置所・刑務所の設置

増床計画に合わせて、菊池恵楓園内に定員 45 名の刑務所建設が予定されていた。「患者が療養環境の明朗化を期して努力している時、所内に刑務所を設置することは人間性を無視した行為であり、精神衛生の面から見ても、恵楓園の致命的欠陥となるものだ」と自治会は反対した（増重文「自治会 40 年の歩み」『菊池野』（自治会創立 40 周年記念特集））。しかし、患者居住地区は避けられたものの 1953 年 3 月隣接地に定員 75 名の菊池医療刑務支所が完成した（菊池刑務支所には多い年で 22 名、1971 年頃からは 1、2 名の在監数であった。1986 年新庁舎に更新築（定員 10 名）されたが、1999 年廃止になるまでの在監数は 1 名であった）。

なお、菊池恵楓園内の拘置所（いわゆる外監禁）は、1938 年 12 月熊本県警により園内に留置場として 1 棟（36 坪）設置されている（1965 年 12 月、厚生省の指示により取り壊されている）。

3. 入所勧告

県は増床した分の患者数を確保する必要があった。1950 年 4 月、すべてのハンセン病患者を入所させるという国の方針のもと、県は強制収容を開始する。

藤本松夫は、1941 年に一斉検診が行われたとき、恵楓園の医者からハンセン病である旨の診断を受けたことがあり、1950 年 12 月、翌年 2 月までに恵楓園に入所するようにとの入所勧告が行われていた（入所勧告書は 1951 年 1 月 9 日付。後掲【資料Ⅳ-6】）。このとき松夫氏は、「愕然として」、「家族ともども悲観にくれているうち」、もう一度病名を確かめようと北九州の病院や大学病院をまわり、ハンセン病ではない旨の証明書を 3 通持って地元に戻り、「祝宴まで催して人々にその旨伝え、心気一転して再び農業にいそしみ始めた」（1952 年 6 月 9 日ダイナマイト事件判決。【資料Ⅳ-7】参照）。しかし、1951 年 2 月 24 日に再び県衛生課から村役場を通じて、5 月までに恵楓園に入所するようにとの通知を受ける。ハンセン病に対する隔離政策は、一旦ハンセン病と診断された以上、強制的に入所させることが前提となっていたのである。

4. 国会における三園長発言

1951 年 11 月 8 日、参議院厚生委員会「らい小委員会」において、いわゆる三園長発言が行われている。この時宮崎松記菊池恵楓園長は、まだ裁判も開始していない、有罪も確定していない時期に藤本事件について次のように言及している。「『らい』患者の収容のいかに困難なものであるかという例を 1、2 申し上げます。これは熊本県の某村に起こりました事件でありまして、本園の医官が参って、『らい』の診断をいたしまして県衛生部から収容の通知をいたしたのです。ところがこの患者が村長の甥であったために、衛生主任の報告によってその村長の甥である患者が収容されたのであるということが判り、衛生主任は村長から職を罷免されたようなことがあります。『らい』の事業に携わる者は職を賭する覚悟がなければ仕事ができない実情であります。もう 1 つの例は、これも熊本県の某村に起こった事件でありまして、収容の通知を受けた患者が、自分が「らい」と分かったのは、衛生主任が県に報告したからだと逆恨みいたしまして、一家謀殺をくだしてダイナマイトを衛生主任の家に投げ込んだのであります」。